

国立大学法人大分大学福祉健康科学部門教員選考規程

平成28年12月28日制定

平成28年規程第92号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号。以下「選考規程」という。）に定めるもののほか、国立大学法人大分大学教員組織規程（平成28年規程第61号）第2条第5号に規定する福祉健康科学部門における教員の選考に関し必要な事項を定める。

(配置計画)

第2条 福祉健康科学部の教員の配置計画は、福祉健康科学部門長及び副部門長が管理するものとする。

2 福祉健康科学部において教員の配置の必要が生じた場合は、国立大学法人大分大学福祉健康科学部門人事会議（以下「人事会議」という。）の議を経て選考を実施するものとする。

(理学療法コースの選考基準)

第3条 福祉健康科学部理学療法コースを担当の教員の選考に係る基準は、選考規程別表に定めるもののほか、原則として、次のとおりとする。

職 位	学位又は資格	研 究 業 績	教育能力	科研費等の取得状況
教授	博士の学位を有し、理学療法士業務歴5年以上かつ当該分野の専門資格を有すること。ただし、理学療法士でない者についてはこれに準ずる。	過去10年以内に国際的又は国内の定評のある学術誌に発表された論文（原著）が10編以上あること。うち、1st author又はCorresponding authorの欧文論文（インパクトファクターを有すること。）が5編以上あることを原則とする。	大学における教育を担当するのにふさわしい能力を有すること。	過去5年以内に取得していることを原則とする。
准教授	博士の学位を有し、理学療法士業務歴5年以上かつ当該分野の専門資格を有すること。ただし、理学療法士でない者についてはこれに準ずる。	過去7年以内に国際的又は国内の定評のある学術誌に発表された論文（原著）が5編以上あること。うち、1st author又はCorresponding authorの欧文論文（インパクトファクターを有すること。）が3編以上あることを原則とする。	大学における教育を担当するのにふさわしい能力を有すること。	過去5年以内に取得していることを原則とする。
講師	博士の学位を有し、理学療法士業務歴5年	過去5年以内に国際的又は国内の定評のある	大学における教育を担当す	過去5年以内に取得してい

	以上かつ当該分野の専門資格を有すること。ただし、理学療法士でない者についてはこれに準ずる。	学術誌に発表された論文（原著）が3編以上あること。うち、1st author又はCorresponding authorの欧文論文（インパクトファクターを有すること。）が2編以上あることを原則とする。	るのにふさわしい能力を有すること。	ることを原則とする。
助教	修士又は博士の学位を有し、理学療法士業務歴5年以上であること。	過去5年以内に国際的又は国内の定評のある学術誌に発表された論文（原著）が2編以上あること。うち、1st authorの欧文論文（インパクトファクターを有すること。）が1編以上あることを原則とする。	教育に邁進できる能力を有すること。	取得の有無は問わないが、研究に邁進できる能力を有すること。

（社会福祉実践コースの選考基準）

第4条 福祉健康科学部社会福祉実践コース主担当の教員の選考に係る基準は、選考規程別表に定めるもののほか、原則として、次のとおりとする。

職 位	研 究 業 績	経 験 年 数
教授	著書・学術論文20編	大学卒業後17年程度
准教授	著書・学術論文10編	大学卒業後7年程度
講師	著書・学術論文5編	大学卒業後4年程度
助教	著書・学術論文1編	

- 2 学術論文には、学会等の審査制度（レフェリー制度）を経た論文又は全国的な学術誌若しくは学術書に掲載された論文が、教授については5編、准教授については2編を含むものとする。
- 3 第1項の研究業績には、研究が継続されていることを示す最近3年以内における業績が含まれているものとする。
- 4 単著の著書、訳書及び博士論文は、最大で論文3編に相当するとみなすことができるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、専攻分野についての高度な知識及び実務的な経験を有する者又は人事交流により任用する者については、選考規程別表に定める実務経験、業績等を総合して研究業績に代えることができるものとする。

（心理学コースの選考基準）

第5条 福祉健康科学部心理学コース主担当の教員の選考に係る基準は、選考規程別表に定めるもののほか、原則として、次のとおりとする。

職 位	研 究 業 績	経 験 年 数
教授	著書・学術論文20編程度	大学卒業後17年程度
准教授	著書・学術論文10編程度	大学卒業後7年程度
講師	著書・学術論文5編程度	大学卒業後4年程度
助教	著書・学術論文1編程度	

- 2 学術論文には、学会等の審査制度（レフェリー制度）を経た論文又は全国的な学術誌若しくは学術書に掲載された論文が、教授については5編程度、准教授については2編程度を含むものとする。

のとする。

- 3 第1項の研究業績には、研究が継続されていることを示す最近3年以内における業績が含まれているものとする。
- 4 単著の著書及び訳書は、最大で論文3編に相当するとみなすことができるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、専攻分野についての高度な知識及び実務的な経験を有する者又は人事交流により任用する者については、選考規程別表に定める実務経験、業績等を総合して研究業績に代えることができるものとする。

(選考方法)

第6条 教員の任用は、公募によって行うものとする。ただし、特別の理由があると人事会議が認める場合は、所定の手続を経て、非公募によって行うことができる。

(選定委員会)

第7条 選考規程第6条に規定する選定委員会の委員は、配置を必要とする教員の専門分野に関連する教員3人、それ以外の教員2人を選定委員候補者として人事会議に推薦し、審議の上、選出するものとする。

- 2 選定委員会は、公募要領を作成し、人事会議の審議を経て、福祉健康科学部門長名義で公募を行うものとする。
- 3 選定委員会は、公募要領及び第3条、第4条又は第5条に規定する基準により、応募者の中から任用候補者(以下「候補者」という。)を2人又は3人選定し、別に定める様式により福祉健康科学部門長に推薦するものとする。
- 4 選定委員会は、前項に規定する候補者を必要数選定できなかった場合は、再公募等の措置を講ずるものとする。
- 5 選定委員会は、特別の理由により、非公募で候補者を選定する必要があると認めるときは、理由を付して福祉健康科学部門長に報告するものとする。
- 6 福祉健康科学部門長は、前項の報告があったときは、人事会議において審議の上、非公募による候補者を選定について決定するものとする。
- 7 選定委員会は、人事会議が非公募により候補者を選定することを認めるときは、候補者1人を選定し、別に定める様式により福祉健康科学部門長に推薦するものとする。

(昇任に係る候補者の推薦)

第8条 昇任により教員を任用する場合において、候補者の専門分野に関連する教員によって検討した結果、資格審査を行うことが適当であると認めるときは、次条に規定する資格審査資料を添えて、当該専門分野の教員の代表者が福祉健康科学部門長に推薦するものとする。

(資格審査資料)

第9条 教員の任用に当たり必要な資格審査資料は、次の各号に掲げるものとする。ただし、昇任の場合は、第1号から第5号に掲げる資料とする。

- (1) 資格審査申請書(所定様式)
- (2) 履歴書(所定様式)
- (3) 調査書(所定様式)
- (4) 教育研究業績書(所定様式)
- (5) 著書、論文、口頭発表の要旨、作品及び記録等の実物又は別刷等
- (6) 最終学歴証明書又は学位取得証明書
- (7) その他選定委員会が必要と認める資料

(審査委員会)

第10条 選考規程第10条に規定する審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 福祉健康科学部門長
- (2) 候補者の専門分野に関連する教員 3人
- (3) 前号以外の教員 2人

- 2 審査委員会の委員は、福祉健康科学部門長が審査委員候補者として人事会議に推薦し、審議の上、決定するものとする。
- 3 審査委員会は、候補者の研究能力、教育能力等について審査の上、任用適格者1人を決定し、その審査結果を人事会議に報告するものとする。
- 4 選定委員会が選定した候補者の審査は、書類審査及び面接のほか、必要に応じて模擬授業又は講演会の実施によるものとする。
- 5 非公募によって行う審査は、書類審査及び面接の実施によるものとする。
- 6 昇任の場合の審査は、書類審査の実施によるものとする。

(雑則)

第11条 この規程の定めるもののほか、福祉健康科学部門における教員の選考に関し必要な事項は、福祉健康科学部門長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。